機関番号	研究種目番号	審査区分番号	細目番号	分割番号	整理番号
32682	06	1	4002	·	0002

平成27年度 (2015年度) 基盤研究 (C) (一般) 研究計画調書

平成 26 年11月 4日 1版

新規

777 php 475 PM	甘加亚南(ヘ			фЛ						
研究種目	基盤研究(C)		審査区分	一般						
分 野	社会科学									
分 科	社会学									
細目	社会福祉学	社会福祉学								
細目表 キーワード	社会保障・社	土会福祉政策	Ī							
細目表以外の キーワード										
研究代表者	(フリガナ)	ヤナギサワ	トシカツ							
氏名	(漢字等)	柳沢 敏勝								
所属研究機関	明治大学									
部局	商学部									
職	専任教授									
研究課題名	社会的排除に	対する社会	的連帯経済の	役割に関する	る日韓比較の	开究				
		研究経費		使戶	月内訳 (千円	3)				
	年度	(千円)	設備備品費	消耗品費	旅費	人件費·謝金	その他			
77 do 42 d	平成27年度	1,580	0	150	1,000	400	30			
研究経費 「千円未満の)	平成28年度	1,450	0	150	860	400	40			
▍│端数は切り│	平成29年度	950	0	130	500	300	20			
捨てる 丿	平成30年度	900	0	120	500	260	20			
	平成31年度	0	0	0	0	0	0			
	総計	4,880	0	550	2,860	1,360	110			
開示希望の有無	開示希望の有無 審査結果の開示を希望する									
研究計画最終年	度前年度応募									

	氏名(年齢)	所属研究機関 部局 職	現在の専門 学位 役割分担	平成27年度 研究経費 (千円)	エフォ ート (%)
研究	30139456 (64) ヤナギサワ トシカ ツ	(32682)明治大学 (312)商学部	経営労務論・社会保障論 商学修士		
研究代表者	柳沢 敏勝	(20) 専任教授	統括・日韓の高齢社会調査と社会的連 帯経済の役割に関する実態調査	880	30
研研	30097191 (68) ナカガワ ユウイチ ロウ	(32682)明治大学	協同組合論 博士 (経済学)		
究分	中川 雄一郎	(309)政治経済学部	社会的排除に対する協同組合の役割に	200	5
	20339568 (43)	(20)教授 (32682)明治大学	関する調査研究 非営利組織経営論・社会的金融論		
研究分担者	コセキ タカシ ´	(311)経営学部	社会学博士	200	5
者	小関 隆志	(27)准教授	社会的連帯経済組織の持続可能性に関 する調査研究		
研究	70720671 (43) クボ タカミツ	(32682)明治大学 (312)商学部	労働経済学 博士(商学)		
研究分担者	久保 隆光		社会的排除と労働政策の関連に関する 調査研究	300	10
	合計 4 名	2	研究経費合計	1,580	

研究目的

本欄には、研究の全体構想及びその中での本研究の具体的な目的について、<u>冒頭にその概要を簡潔にまとめて記述した上で、</u>適宜文献を引用しつつ記述し、特に次の点については、焦点を絞り、具体的かつ明確に記述してください(記述に当たっては、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」(公募要領70頁参照)を参考にしてください。)。

研究の学術的背景(本研究に関連する国内・国外の研究動向及び位置づけ、応募者のこれまでの研究成果を踏まえ着想に至った経緯、これまでの研究成果を発展させる場合にはその内容等)

研究期間内に何をどこまで明らかにしようとするのか

当該分野における本研究の学術的な特色・独創的な点及び予想される結果と意義

研究目的(概要) 当該研究計画の目的について、簡潔にまとめて記述してください。

本研究は、社会的排除問題に対処するうえでの社会的連帯経済の役割について日韓の比較研究を行うことを目的としている。日韓に共通する新たな社会問題は、急速に進む少子高齢化や、非正規・非典型雇用の増大などに伴う社会的排除である。この社会的排除問題を対象として、地域社会に密着しながら一定の仕事を生み出している社会的連帯経済組織、とくに社会的企業や社会的協同組合について日韓双方の調査を実施し、比較研究することが具体的課題である。韓国においてはこれらの社会的排除問題に対処するために、社会的企業育成法や社会的協同組合規定(協同組合基本法)が制定され、法制度および社会制度の整備が進められたが、わが国ではまだ手つかずの状態である。両国の比較分析を通して、社会的連帯経済の役割について検討する。

本研究の学術的背景について

日本における社会的連帯経済の調査研究においては、理論研究ならびに実証研究をめぐって 2 つの問題を指摘することができる(社会的連帯経済の定義については、例えば、T. ジャンテ『フランスの社会的経済』日本経済評論社、2009 年)。

第 1 に、社会的連帯経済の中核的存在である協同組合・共済組合と社会的企業に関して、国際的に見たとき 2 つの理論的潮流があり、わが国での調査研究がその影響を受け、多様なアプローチが存在していることである。国際的に見たときのひとつの潮流は、非営利組織や社会的企業についての米国流の捉え方であり、もうひとつは、EMES(社会的企業研究者ネットワーク)グループに代表される欧州での考え方である。米国流の捉え方では、M.サラモン等の研究にみられるように、非営利組織を内国歳入法に規定された利益非分配を前提とする狭義の非営利性が重視されると同時に、社会的企業については社会的起業家によるソーシャル・イノベーションを重視する考え方が主流である。他方、欧州に共通する捉え方は、営利を追求しないことを非営利性の原点と考えるため、協同組合・共済組合は民間非営利セクターの重要な構成要素とみられるとともに、社会的企業についてもコミュニティへの貢献やマルチステークホルダー型ガバナンスが重視され、市場によるソーシャル・イノベーション評価に対しては否定的な見方がとられる。

日本では、この内、例えば、社会的連帯経済の中心的組織ともいえる社会的企業を、端的に、社会的起業家の強力なリーダーシップに率いられた「社会問題をビジネスで解決する」事業体として捉える傾向が強い。とりわけ経営学者による研究や官庁の政策文書においては、社会的企業を強調しつつも、市場からの収入によって財務的な自立を達成することの要請と、小さな政府を補完する新たな公共サービスの担い手としての期待を色濃く読み取ることができる。ここでの社会的企業とは、端的に言って、NPOの営利企業への制度的同型化を促進するロジックだと見なすことができる。

しかし、こうした日本での社会的企業概念の導入のされ方は、実際の社会的企業の実態から考えると、問題が多い。なぜなら、そもそも、困難な条件を抱えた労働力と購買力のない地域市場という負の条件を抱えた社会的企業を、市場競争で生き残り可能な事業体として想定することには無理があり、また、過度の企業化は、大規模化・官僚制化等を伴い、ボランティアを含む多様なステークホルダーの参加、地域密着、幅広いネットワークといった社会的企業の「社会性」の重要な要素を掘り崩す危険性を有しているからである。

したがって、本研究では、社会的企業をはじめとする社会的連帯経済組織を過度に市場主義的に捉えるべきではなく、社会性と事業性のハイブリッドな状態を維持しながら、持続的に発展していくことが可能な制度的条件や中間支援組織(インフラストラクチャー組織)を含む社会的な基盤条件について明らかにしていくことが重要であると考えている。

研 究 目 的(つづき)

第2に、日本の社会的連帯経済組織自体に関しては、アド・ホックなケース・スタディが散見されるものの、協同組合を除けば、実態に関する包括的な調査研究は未だに手つかずの状況にあると言わざるを得ない。のみならず、社会的連帯経済という観点からの協同組合研究も実は手薄な状態にある。例えば、わが国においてはそもそも社会的連帯経済という法人格があるわけではなく、社会的企業、事業型 NPO、コミュニティ・ビジネス、労働者協同組合等、様々な名称が用いられ、法人格も、NPO 法人、有限会社、企業組合、任意団体等、多岐にわたる。したがって、社会的連帯経済の実証的な調査研究を行う際に、社会的連帯経済組織をどのように操作的に定義すべきか、社会的連帯経済組織の事例をどのようにして包括的に収集することができるのかといった問題にぶつからざるを得ない。

こうしたことから、本研究では、社会的連帯経済組織の実証研究を展開していく際に、 社会的排除が典型的に現れている領域(貧困問題、障がい者、ホームレス、引きこもりの若年者、高齢者等)ごとに、 社会的連帯経済組織として認識しうる諸々の運動(各種協同組合、とくに労働者協同組合や共同連等)の歴史的系譜についても認識したうえで、 各問題領域や運動の系譜において、中核となっている中間支援組織で活動する実践家の協力も得ながら、調査研究を行っていくことが肝要だと考えている。

本研究が明らかにすべき課題について

本研究は、社会的連帯経済組織のミクロ的な研究と社会的連帯経済の持続可能性を高めるための制度デザインに関する研究とに大別される。前者については、社会的に排除されてきた当事者のヒアリング調査も行いながら、社会的連帯経済組織の実態分析と、社会的に排除された人々のエンパワーメントのプロセスを実証的に明らかにすることを目指している。また、制度デザインに関しては、社会的連帯経済が発展していく際の基盤条件が研究課題となる。つまり、 地域社会におけるネットワーク、 基盤となっている中間支援組織の有無や果たしている機能、 行政とのパートナーシップのあり方が明らかにされる必要がある。この観点から本研究は、社会的連帯経済組織の社会的価値を評価する方法に注目し、どのような社会的・制度的条件が、社会的連帯経済組織のサスティナビリティにとって重要な意味を持つのかを明らかにしていく必要があると考えている。日本以上の速さで高齢化が進んでいる韓国ではすでに社会的企業育成法(2006年)や社会的協同組合にかかわる法律(2011年)を制定しており、社会的連帯経済に関する日韓比較調査として行うことで、日本における社会的連帯経済組織の特質や抱えている課題を浮き彫りにし、日本における社会的連帯経済を促進するための具体的な政策提言が可能となると考えている。

当該分野における本研究の学術的な特色・独創的な点及び予想される結果と意義

上記のように、この研究課題について 2 つの潮流があるとはいえ、北米ならびに欧州で研究が蓄積され、国際学会での議論も積み重ねられてきていることは確かである。また、2013 年には ILO や FAO 等 14 組織参加の下、認知度の向上や支援ネットワークの形成、法制度の整備を目的にして、国連に「社会的連帯経済推進委員会」が設置されてもいる。しかしながら、わが国では、この研究テーマについて、これまで体系的、総合的に研究されたわけではなかっただけでなく、現状分析等の研究成果を世界に向けて発信することもほとんどなかった。こうした課題の克服のために、本研究では、社会政策学、公共政策学、社会福祉学、協同組合学などの研究者から研究組織を構成し、多角的、総合的な研究を目指している。

他方、EMES(社会的企業研究者ネットワーク)やCIRIEC(国際公共経済学会)等の国際学会に参加して日本からの情報発信をするとともに、社会的連帯経済研究者を中心とした国際シンポジウムを開催することや、英語による研究成果の公表を予定している。

また、上記のような韓国の法制度や社会制度の整備を前提として、韓国・聖公会大学生協研究所との連携をはかり、韓国での社会的連帯経済に関する実態調査を実施する。

このように、わが国では、社会科学の領域において、国内外に向けて上記のような取り組みを 試みている研究組織は必ずしも多くない。そのため、世界への情報発信のための研究拠点を本研 究組織が構築できるよう努力するつもりである。

研究計画・方法

本欄には、研究目的を達成するための具体的な研究計画・方法について、<u>冒頭にその概要を簡潔にまとめて記述した上で</u>、平成27年度の計画と平成28年度以降の計画に分けて、適宜文献を引用しつつ、焦点を絞り、具体的かつ明確に記述してください。ここでは、研究が当初計画どおりに進まない時の対応など、多方面からの検討状況について述べるとともに、研究計画を遂行するための研究体制について、研究分担者とともに行う研究計画である場合は、研究代表者、研究分担者の具体的な役割(図表を用いる等)、学術的観点からの研究組織の必要性・妥当性及び研究目的との関連性についても述べてください。

また、研究体制の全体像を明らかにするため、連携研究者及び研究協力者(海外共同研究者、科研費への応募資格を有しない企業の研究者、その他技術者や知財専門家等の研究支援を行う者、大学院生等(氏名、員数を記入することも可))の役割についても記述してください。

なお、研究期間の途中で異動や退職等により研究環境が大きく変わる場合は、研究実施場所の確保や研究実施方法等についても記述してください。

研究計画・方法(概要) 研究目的を達成するための研究計画・方法について、簡潔にまとめて記述してください。 本研究は市民の連携による社会問題解決に向けた社会的連帯経済に関する日韓の比較研究である。この研究目的を達成するために、複数年にわたって実態調査を実施する。韓国在住の研究者の協力を得ながら、日韓両国における社会的連帯経済の実態調査に取り組む。具体的な調査対象は、社会的排除が典型的に現れている領域(貧困層、障がい者、失業中の若年者、高齢者等)での両国の市民が連帯する取り組みである。この目的を達成するために、研究分担者の専門領域を前提とした調査研究を実施し、それぞれの研究成果の統合化を図る予定である。研究成果の統合化のために定期的な研究会を開催する。研究代表者が所属する研究機関において、定例研究会の実施や研究成果の発信に必要な研究実施の施設等をすでに確保しており、効果的な研究活動を展開することができると考えている。

(1)研究計画全般について

日本の社会的排除問題に取り組む社会的連帯経済の実態調査

本研究組織を構成する研究者たちは、日本においてすでに事前のいくつかの調査を実施している。障がい児に対する学童保育を社会的企業として営む事例や、フルタイムとパートタイムの均等処遇を実施している消費生活協同組合、セーフティネットからこぼれ落ちる高齢者の介護を専門とする高齢者協同組合についてのヒアリング、および震災被災地での仕事起こしや社会的排除者に対する支援の事例研究などを実施してきた。これらのヒアリングの結果、日本にも相当数の社会的連帯経済組織が存在していることが判明した。しかしながら、その反面で、社会的連帯経済の国際比較研究を推進するための基準や理論的枠組みについてさらに検討を深める必要があることも喫緊の課題として浮かび上がった。

これらを踏まえ、本研究では、日本の典型的な社会的排除問題に取り組み、地域社会に密着しながら、一定の仕事を生み出している社会的連帯経済組織として、社会的排除に遭遇している人々(貧困者(ホームレスを含む)、若者(失業・ニート等)、障がい者、高齢者、大震災の被災者等)を取り上げ、実践家の協力を得ながら詳しいケース・スタディを行う計画である。具体的には、地域社会と密接な繋がりを持った、当事者を軸とした協同的な実践(狭義の労働者協同組合以外の NPO 等を含む)という視点から、諸実践の事例を取り扱う予定である。

韓国における社会的連帯経済に関する実態調査

本研究組織を構成する研究者は、平成 24 年~平成 26 年に、日英の社会的連帯経済組織に関する研究に関わって、社会的企業について事前の調査をおこなってきている。具体的には、ロンドン東部地域の社会的連帯経済組織(Account 3、Bromley-by-bow Centre など)、地方都市サンダーランド(イギリス北東部)の社会的連帯経済組織支援のための中間支援組織(インフラストラクチャー組織)である SES(Sustainable Enterprise Strategies)、および行政とのパートナーシップについてなどである。

本研究では、これまでの事前の調査を踏まえて、韓国の聖公会大学等の研究者の協力を得ながら、日本との比較研究のための調査を実施する予定である。例えば、社会的企業を支援する法律を持つ韓国において、貧困者も多く荒廃した地域において活躍している数多くの社会的連帯経済組織のヒアリング調査を行い、具体的に、社会的連帯経済がどのような組織と機能をもち、どのようなプロセスで社会的包摂の実践を行っているのかを明らかにする。「社会的経済基本条例」制定(2014年4月)にみられるように、市民が連帯する多様な組織を支援する体制をとっているソウル市を調査の主なフィールドとして、想定している調査対象は、社会的企業、社会的協同組合、自活事業団、マウル共同体企業などである。これらの社会的連帯経済組織について実態調査を実施する。

研究計画・方法(つづき)

他方、以上のような現場の社会的連帯経済組織を支援する中間支援組織(インフラストラクチャー組織)を訪問し、支援の方法などについてヒアリング調査を実施する。韓国地域自活センター協会、ソウル市社会的経済支援センター、韓国労働者協同組合連合会などが対象となる。

(2) 研究体制

本研究を推し進めるために、次のような研究分担とする。

研究代表者	柳沢 敏勝	研究の統括・日韓の高齢社会における社会的連帯経済の役割に関する調査研究			
研究分担者	中川雄一郎	t会的連帯経済において協同組合が果たす役割に関する調査研究			
研究分担者	小関 隆志	社会的連帯経済組織の資金調達に関する調査研究			
研究分担者	久保 隆光	社会的連帯経済に対する労働政策の役割に関する調査研究			

(3) 各年度の研究計画

平成27年度(1年目)

日本の社会的連帯経済組織の事例(貧困、障がい者、高齢者、若者等)について分担しながら 実態調査を実施する。他方で、社会的連帯経済についての理論的な検討を深める。研究成果に ついては学術誌等で公表するだけでなく、社会政策学会、協同組合学会や福祉社会関連の学会 その他で報告を行う。

韓国のインフラストラクチュア組織に関する調査研究を分担して実施する。また、自治体と社会的連帯経済組織との関係(連携、契約等)についても調査する。

うえに述べた国内における社会的連帯経済組織調査を展開するとともに、研究成果の比較研究、 統合化のために継続的に研究会を開催する。また、随時、研究成果を HP で公開する。

社会的連帯経済組織に対する社会的評価の仕組みに関して重点的に資料収集し検討する。

平成28年度(2年目)

2 年目の調査対象は日韓双方の社会的連帯経済組織(社会的企業、社会的協同組合、自活事業団、マウル共同体企業等)個別の組織構造と機能について調査する。

継続的に研究会を開催し、個人もしくは研究チームによる調査結果に関する討議を深める。2 年度目の検討課題は、日韓双方のインフラストラクチュア組織の違い、行政との関係の違いに ついてである。

社会政策学会、協同組合学会等において、本研究チームが組織するセッション等を設定して研究成果の公表に努める。また前年同様、ホームページで研究成果を公表する。

EMES 等の国際学会に参加し、研究成果を報告し、日本国内の状況について世界に発信する。

平成29年度(3年目)

日韓双方の事例について補足廷な調査を実施する。

継続的に研究会を開催し、個人もしくは研究チームによる調査結果に関する討議を深める。3 年度目の研究課題は、社会的連帯経済組織の組織構造と機能の違い、およびインフラストラク チュア組織との関係の違いである。

研究成果について中間報告書を作成し、日本語による成果報告書を出版する。

研究成果の公表に向け、継続して研究会を開催し、討議を深める。また、随時、ホームページにて研究成果を公表する。

EMES 等の国際学会において研究成果を報告し、急速に高齢化が進み国際的にも注目を集める東アジアの実態について世界に発信することを優先する。

平成30年度(4年目)

研究成果報告を取りまとめるために継続的に定例研究会を開催し、調査研究結果に関する討議 を深めるとともに、随時、ホームページにおいて成果を公表する。

引き続き EMES 等の国際学会において研究成果を報告し、国内の実態について世界に発信し、 国際的な議論に参画することを課題とする。

研究成果の意義について検討するため、EMES等と連携して、国際シンポジウムを開催する。 以上のような実態調査や定例研究会を通じて、研究成果について世界に発信することを目的と した研究の取りまとめを行い、研究報告書を英文で出版し公表する。

今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信する方法

本欄には、次の点について、焦点を絞り、具体的かつ明確に記述してください。

本研究を実施するために使用する研究施設・設備・研究資料等、現在の研究環境の状況

研究分担者がいる場合には、その者との連絡調整状況など、研究着手に向けての状況(連携研究者及び研究協力者がいる場合についても必要に応じて記述してください。)

本研究の研究成果を社会・国民に発信する方法等

本研究組織に参加する研究分担者は、連携をとりながらこれまでの 3 年間、社会的連帯経済に関する研究を続けてきた。また、この研究をさらに実効あるものとするために、研究代表者が所属する研究機関では、イーストロンドン大学(イギリス)ならびにモンドラゴン大学(スペイン)と研究協力協定を締結した。本研究が韓国を調査対象として挙げ、聖公会大学の研究スタッフに協力を求めた背景には、近年、韓国において、社会的連帯経済を支援するための法整備が進められてきたことがある。韓国と同様に、急速に少子高齢化が進むわが国の近未来にとって参考になるであろうと考えた結果である。他方、この準備期間において、研究代表者が所属する機関において研究施設等を用意することができており、研究環境の整備は一定程度なされている。

研究分担者の多くはそれぞれの専門領域で活躍している研究者であり、共同研究をすることによって一層の相乗効果が得られるものと考えている。

本研究組織は研究成果を国内の関連学会にて報告し議論の深化に資するだけでなく、国際学会においても報告し、世界への発信力を高めることを課題としている。また、邦文のみならず英文にても研究成果を公表することを予定している。

研究計画最終年度前年度の応募を行う場合の記入事項(該当者は必ず記入してください(公募要領19頁参照)) 該当しない場合は記入欄を削除することなく、空欄のまま提出すること。

本欄には、研究代表者として行っている平成27年度が最終年度に当たる継続研究課題の当初研究計画、その研究によって得られた新たな知見等の研究成果を記述するとともに、当該研究の進展を踏まえ今回再構築して本研究を応募する理由(研究の展開状況、経費の必要性等)を記述してください(なお、本欄に記述する継続研究課題の研究成果等は、基盤C(一般)-8の「これまでに受けた研究費とその成果等」欄に記述しないでください。)。

研究種目名	課題番号	研	究	課	題	名	研究期間
				<u> </u>	<u> </u>	•	平成 年度~
							平成 27 年度

当初研究計画及び研究成果等

応募する理由

研究業績

本欄には、研究代表者及び研究分担者がこれまでに発表した論文、著書、産業財産権、招待講演のうち、本研究に関連する重要なものを選定し、現在から順に発表年次を過去にさかのぼり、発表年(暦年)毎に線を引いて区別(<u>線は移動可</u>)し、通し番号を付して記入してください。なお、学術誌へ投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限ります。

また、必要に応じて、連携研究者の研究業績についても記入することができます。記入する場合には、二重線を引いて区別(<u>二重</u>線は移動可)し、現在から順に発表年次を過去にさかのぼり記入してください(発表年毎に線を引く必要はありません。)。

なお、研究業績については、主に 2010 年以降の業績を中心に記入してください。それ以前の業績であっても本研究に深く関わる ものや今までに発表した主要な論文等 (10 件以内) を記入しても構いません。

例えば発表論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、査読の有無、巻、最初と最後の頁、発表年(西暦)について記入してく ださい。

以上の各項目が記載されていれば、項目の順序を入れ替えても可。<u>著者名が多数にわたる場合は、主な著者を数名記入し以下</u>を省略(省略する場合、その員数と、掲載されている順番を 番目と記入)しても可。なお、研究代表者には二重下線、研究分担者には一重下線、連携研究者には点線の下線を付してください。

2014 以降

- (1)【著書(共著)】柳沢敏勝『よくわかる社会政策』第2版、ミネルヴァ書房、pp.112-127、2014。
- (2)【著書(共著)】中川雄一郎・JC総研編『協同組合は「未来の創造者」になれるか』家の光協会、2014。
- (3)【著書(共著)】中川雄一郎『協同組合研究の成果と課題 1980 2012』(堀越芳昭・JC 総研編) 家の光協会、pp.9-48, 2014年5月。
- (4)【著書(共著)】中川雄一郎・杉本貴志編・全労済協会監修『協同組合 未来への選択』日本経済評論社、 2014年5月。
- (5) 【招待講演】小関隆志「日本における社会的金融の市場と制度」(招待講演)2014 韓日社会的金融に関わるミニシンポジウム(韓国・ソウル市)2014 年 9 月。
- (6)【論文・査読無(依頼原稿)】小関隆志「マイクロファイナンスによる移民・難民の金融包摂(1)」『季刊個人金融』pp.1-10、2014年。
- (7)【論文・査読無】小関隆志 "Technical Assistance for Delinquent Clients" 『経営論集』第61巻第3号(明治大学経営学研究所)pp.131-175、2014年。
- (8) 【招待講演】小関隆志「日本のソーシャル・ファイナンスの現在」、新潟大学共生経済学研究センター国際シンポジウム(新潟市)2014年1月25日。

2013

- (1)【論文・査読無】<u>柳沢敏勝</u>「不安定就労と社会の貧困化」『協同組合研究』(日本協同組合学会)32 巻 2 号、23-27、2013 年 6 月。
- (2)【論文・査読無】中川雄一郎「協同組合とシチズンシップ シチズンシップを育む事業体として 」(『大阪保険医雑誌』大阪保険医協会、2013年6月号(No.561)。
- (3) 【招待講演】中川雄一郎 「協同組合とシチズンシップ」、2014年3月6日、地域と協同の研究センター。
- (4)【招待講演】小<u>別隆志</u> "Community Development Finance in Japan"、The 4th International Symposium For Planning Campus Asia Project for being elected in 2015 (韓国·仁川市) 2013 年 12 月 20 日。
- (5)【論文·查読有】<u>小関隆志</u>·Owen Strong "Exploring the Social and Economic Outcomes of Microfinance: A Case Study with West African Refugee Entrepreneurs Served by the Business Center for New Americans", Business Center for New Americans, the United States.pp.1-46,2013 年。
- (6)【招待講演】小<u>財隆志</u>「地域と社会的金融:アメリカ・イギリス・日本の事例から」仁川大学社会的経済 研究センター主催研究セミナー(韓国・仁 川市)2013年11月2日。

2012

- (1)【著書(共著)】中川雄一郎・杉本貴志編著『協同組合を学ぶ』日本経済評論社、2012年。
- (2)【著書(共著)】中川雄一郎『2012 年度・全国研究集会報告書:国際協同組合年に際し協同組合の社会的 役割と価値を考察する』中央労福協、2012 年 6 月。
- (3)【論文・査読無】<u>中川雄一郎</u>「国際協同組合年(IYC)と事業協同組合: IYC を通じて事業協同組合を考える」(『中小企業だより・夏季特別号』東京都中小企業団体中央会、2012 年 7 月、No. 1736。
- (4)【論文・査読無】中川雄一郎「協同組合は『未来の創造者』になれるか:新ビジョンは協同組合を『正気の島』にする」、『季刊協同組合経営研究誌・にじ』(社団法人 JC 総研、2012 年冬号(No.640)。
- (5)【論文·査読無】中川雄一郎「高年齢者の雇用·就労と社会的企業」、『季刊労働法』2012 年春号(No.236)。
- (6)【著書(共著)】<u>久保隆光</u>『キャリア開発入門』諏訪東京理科大学キャリア開発に関する研究会、pp. 10-36、 2102 年。
- (7) <u>久保隆光</u>「オランダにおけるワークフェアー改革の変遷」社会政策学会雇用と社会保障の連携部会(社会政策学会部会報告)(単独)、2013年3月。

研 究 業 績(つづき)

2011

- (1) 【論文・査読有】<u>柳沢敏勝</u>「サードセクターが担う公共」、『明治大学社会科学研究所紀要』第 49 巻第 2 号、pp.1 - 30、2011 年。
- (2)【論文・査読無】<u>中川雄一郎</u>「高年齢者の雇用・就労と社会的企業」『季刊労働法』2012 年春号、236 号(労働開発研究会)、2012 年 3 月。
- (3)【著書(翻訳)】<u>中川雄一郎(</u>翻訳),キース・フォークス著・『シチズンシップ』日本経済評論社、2011 年。
- (4)【論文・査読無】<u>中川雄一郎</u>「協同組合運動の哲学:シチズンシップと協同組合」『季刊にじ』2011 年 春号(JC 総合研究所) No.633、2011 年 3 月。
- (5)【論文・査読無】<u>中川雄一郎</u>「国際協同組合運動の哲学:グローバリゼーションとシチズンシップ」『季刊にじ』2011 年秋号(JC 総合研究所)、No.635、2011 年 9 月。
- (6)【著書(共著)】小関隆志『現代中小企業の新機軸』(永山利和編)、同友舘、pp.251-265、2011年。
- (7)【著書(単著)】 小関隆志 『金融によるコミュニティ・エンパワーメント: 貧困と社会的排除への挑戦』 ミネルヴァ書房、pp.1-282、2011 年。
- (8)【論文・査読無】<u>久保隆光</u>「オランダにおける若年就業と労働市場政策」、久保隆光、『海外社会保障研究』 176、査読なし、16 25、国立社会保障・人口問題研究所、2011年。

2010

- (1)【著書(共著)】中川雄一郎他編著『地域医療再生の力』新日本出版社、2010年。
- (2)【論文・査読無】<u>中川雄一郎「レイドロー報告の</u>想像力:協同組合運動の持続可能性を求めて」『季刊に じ』2010 年春号(JC 総合研究所)、No.629、2010 年 3 月。
- (3)【論文・査読無】小関隆志「コミュニティ投資と金融の役割」『季刊個人金融』(依頼原稿) Vol.5 No.3、pp.46-54、2010年。
- (4)【論文・査読無】小関隆志「アメリカのコミュニティ開発金融政策と CDFI」『経営論集』(明治大学経営学研究所)第57巻第3号、pp.73-106、2010年。
- (5) 【論文・査読無】小関隆志「NPO 融資における経営支援の役割」『経営論集』(明治大学経営学研究所) 第 57 巻第 1・2 号、pp.83-119、2010 年。
- (6) 小関隆志「セーフティネット貸付の動向と課題」(社会政策学会発表) 早稲田大学、2010年6月。
- (7)小関隆志「アメリカのコミュニティ開発金融機関(CDFI)による NPO 融資と経営支援」(日本 NPO 学会発表) 立命館大学、2010 年 3 月。
- (8) 【論文・査読無(依頼原稿)】 <u>久保隆光「オラン</u>ダにおける社会政策の展開とワーク・ライフ・バランス 政策の収斂(上)」、久保隆光、『労働法律旬報』1730号、46 52、旬報社、2010年。
- (9)【論文・査読無(依頼原稿)】<u>久保隆光</u>「オランダにおける社会政策の展開とワーク・ライフ・バランス 政策の収斂(下)」、久保隆光、『労働法律旬報』1732号、44 51、旬報社、2010年。
- (10) 【招待講演】 <u>久保隆光「ヨーロッ</u>パの社会経済改革に学ぶ~オランダの挑戦を中心に」、社会運動ユニオニズム研究会第6回、2010年5月。
- (11) <u>久保隆光</u>「オランダにおけるワーク・ライフ・バランスの政策展開」(学会報告) 社会政策学会第 120 回大会、2010 年 6 月。

2009 以前

- (1)【著書(共著)】柳沢敏勝、久保隆光『よくわかる社会政策』ミネルヴァ書房、2009年。
- (2)【著書(共著)】柳沢敏勝、中川雄一郎『非営利・協働のシステム』日本経済評論社、2008年。
- (3)【著書(共著)】柳沢敏勝、小関隆志『イギリス非営利セクターの挑戦』ミネルヴァ書房、2007。
- (4)【著書(共訳)】内山哲朗・柳沢敏勝『欧州サードセクター』日本経済評論社、2007年。
- (5)【著書(共訳)】内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝『社会的企業』日本経済評論社、2004年。

これまでに受けた研究費とその成果等

本欄には、研究代表者及び研究分担者がこれまでに受けた研究費(科研費、所属研究機関より措置された研究費、府省・地方公共団体・研究助成法人・民間企業等からの研究費等。なお、現在受けている研究費も含む。)による研究成果等のうち、本研究の立案に生かされているものを選定し、科研費とそれ以外の研究費に分けて、次の点に留意し記述してください。

それぞれの研究費毎に、研究種目名(科研費以外の研究費については資金制度名) 期間(年度) 研究課題名、研究代表者又は研究分担者の別、研究経費(直接経費)を記入の上、研究成果及び中間・事後評価(当該研究費の配分機関が行うものに限る。)結果を簡潔に記述してください(平成25年度又は平成26年度の科研費の研究進捗評価結果がある場合には、基盤C(一般)・9「研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性」欄に記述してください。)。 科研費とそれ以外の研究費は線を引いて区別して記述してください。

(1)科学研究費

<研究代表者が受けた科学研究費>

基盤研究(C) 平成 24 - 26 年度、研究課題名:「市民連帯型福祉社会の構築に関わる調査研究」、研究代表者:柳沢敏勝、直接経費総額 2,600 千円。

基盤研究(C) 平成 21 - 23 年度、研究課題名:「市民連帯型福祉国家形成に関する調査研究」、研究代表者:柳沢敏勝、直接経費総額 2,700 千円。

<研究分担者が受けた科学研究費>

基盤研究(A) 平成 14 年度~平成 17 年度、研究課題名「ポスト福祉国家における非営利協同セクターの役割に関する日米欧比較研究」、研究代表者:中川雄一郎、研究分担者:柳沢敏勝他、直接経費総額 20.900 千円。

研究成果:中川雄一郎・内山哲朗・柳沢敏勝編著『非営利・協同システムの展開』、日本経済評論社、2008年。

若手研究(A) 平成23~26年度、研究課題名:先進国におけるマイクロファイナンス機関の持続可能な経営モデル構築、研究代表者:小関隆志、直接経費総額5,500千円。研究成果:米・英・韓・日4か国におけるマイクロファイナンスの実態を調査して明らかにし、学会発表・招待講演・研究論文・共著などで成果を発表した。(現在進行中)

若手研究(B) 平成 19~21 年度、研究課題名: NPO 融資によるコミュニティ投資の可能性、 研究代表者: 小関隆志、直接経費総額 3,100 千円。研究成果: 日米における NPO 融資の実態を調査して明らかにし、学会発表・招待講演・研究論文・単著・報告書・ウェブサイトなどで成果を発表し た。

基盤研究(C) 平成 24 - 27 年度、研究課題名:「社会政策の変容に関する研究 - 欧州 4 か国の長期失業者に対する政策から」、研究代表者:山本麻由美、研究分担者:久保隆光他。

(2)その他の研究費

明治大学研究・知財戦略機構国際共同研究プロジェクト支援事業、平成 24~26 年度、研究課題名:「日欧社会的企業比較研究」、研究代表者:中川雄一郎、研究分担者:柳沢敏勝、小関隆志、久保隆光他、研究総額 13,500 千円。

明治大学オープン・リサーチ・センター整備事業、平成 16 - 20 年度、研究課題名:「コミュニティ開発における NPO・行政・地域企業・大学の戦略的パートナーシップに関する研究」、研究代表者:塚本一郎、研究分担者:柳沢敏勝、小関隆志他、研究経費総額 1 億円。

研究成果及び中間・事後評価:持続可能な地域づくりを担う多様な主体として、既存組織に加えて、営利と非営利の境界を超えて NPO 的側面とビジネ ス的側面を併せ持つハイブリッド型組織である社会的企業の育成が重要であるという点を実証的に明らかにできた。中間評価は 2 名の審査者の評価により、それぞれ A と B であった。事後評価も同様にそれぞれ A と B であった。

研究進捗評価を受けた研究させるのか等)につい。		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	C.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

人権の保護及び法令等の遵守への対応(公募要領4頁参照)

本欄には、研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述してください。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換えDNA実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。 なお、該当しない場合には、その旨記述してください。

本研究においては、アンケート調査等、個人情報に関わるデータや資料の収集は行わない。生命倫理に関わる実験、安全対策に対する取り組みを必要とする研究の実施もしない。

しかしながら、研究遂行上、仮に個人情報に関わる処理が必要となった場合は、所属機関の個人情報倫理規定に関わる学内機関の承認を得て、調査等に従事する。

研究経費の妥当性・必要性

本欄には、「研究計画・方法」欄で述べた研究規模、研究体制等を踏まえ、次頁以降に記入する研究経費の妥当性・必要性・積算根拠について記述してください。また、研究計画のいずれかの年度において、各費目(設備備品費、旅費、人件費・謝金)が全体の研究経費の90%を超える場合及びその他の費目で、特に大きな割合を占める経費がある場合には、当該経費の必要性(内訳等)を記述してください。

国内旅費

各年度とも国内調査のための旅費を計上しているが、通算での国内旅費は研究費総額の 21.7% であり、妥当性を欠くものとはなっていない。

外国旅費

本研究は日韓の比較研究であり、比較に必要な実態調査が基本的な研究活動になっている。外国旅費は韓国の社会的連帯経済に関わる実態調査のためのものであり、通算で、研究費総額の36.8%を占めている。

テープ起こしの費用

本研究の実施に伴い、ヒアリング調査が繰り返されることになるが、調査先でのヒアリング内容を記録化する必要があり、そのための支出項目である。総額80万円を計上しているが、研究費総額の15%強を充当することになる。

通訳料

韓国でのヒアリングには英語を使うことができないことの方が圧倒的に多く、韓国語による通訳が必要となる。60万円ほどを計上しており、全体の12%余りを占めている。

以上、研究経費に関しては必要最低限の経費を計上しており、またその利用に関しても大きな 割合を占める項目はなく、妥当な構成になっていると思われる。

基盤C (一般) - 11 (金額単位:千円)

設備保				(金額単1 消耗品費の明細	<u> ı</u>	13)
参照して	当たっては、基盤研究(C)(一般)研究計画調書作成 こください。	・記入!	要領を	記入に当たっては、基盤研究(C)(一般 書作成・記入要領を参照してください。	})研究i	計画調
年度	品名・仕様 (数量×単価)(設置機関)	金	額	品 名	金	額
2 7	(社会的連帯経済関連図書資料		100
				ファイル、バインダー、記録 用媒体等		50
	計		0	計		150
2 8				社会的連帯経済関連図書資 料		100
				ファイル、バインダー、記録 用媒体等		50
	計		0	計		150
2 9				社会的連帯経済関連図書資料		100
				ファイル、バインダー、記録 用媒体等		30
	 計		0	計		130
3 0				社会的連帯経済関連図書資料		100
				ファイル、バインダー、記録 用媒体等		20
	計		0	計		120
	以下余白			以下余白		

基盤C (一般) - 12

(金額単位:千円)

	÷ _ == !=						(玉頟里位:「	11)
派實制			は、基盤研究 (C)(-					
年度	国内旅費		外国旅費		人件費・謝			也
	事項	金額	事項	金額	事項	金額	事 項	金額
2 7	福岡(80×2) 和歌山(70× 2)、福島(50 ×2)でのヒア リング調査	400	韓国社会的経 済組織に関す る実態調査 (150×4)	600	調査記録テー プ起こし (40×5) 専門的知識の 提供(通訳) (50×4)	200	複写費	30
2 8	計 福岡 (80×2) 福島 (50×2) でのヒアリン	400 260	計 韓国社会的経 済組織に関す る実態調査	600	計 調査記録テー プ起こし (40×5)	400	計 複写費	30 40
	グ調査		(150×4)		専門的知識の 提供(通訳) (50×4)	200		
	計	260	計	600	計	400	計	40
2 9	福島 (50×2) 新潟 (50×2) でのヒアリン グ調査	200	韓国社会的経 済組織に関す る実態調査 (150×2)	300	調査記録テー プ起こし (40×5) 専門的知識の 提供(通訳) (50×2)	100	複写費	20
	計	200	 計	300	 計	300	計	20
3 0	大阪 (50×2) 福島 (50×2) でのヒアリン グ調査	200	朝国社会的経 済組織に関す る実態調査 (150×2)	300	調査記録テー プ起こし (40×4) 専門的知識の 提供(通訳) (50×2)	160	複写費	20 20
	計	200	計	300	計	260	計	20
	以下余白		以下余白		以下余白		以下余白	

研究費の応募・受入等の状況・エフォート

本欄は、第2段審査(合議審査)において、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分に遂行し得るかどうか」を判断する際に参照するところですので、本人が受け入れ自ら使用する研究費を正しく記載していただく必要があります。。本応募課題の研究代表者の応募時点における、(1)応募中の研究費、(2)受入予定の研究費、(3)その他の活動について、次の点に留意し記入してください。なお、複数の研究費を記入する場合は、線を引いて区別して記入してください。具体的な記載方法等については、研究計画調書作成・記入要領を確認してください。

「エフォート」欄には、年間の全仕事時間を 1 0 0 % とした場合、そのうち当該研究の実施等に必要となる時間の配分率(%)を記入してください。

「応募中の研究費」欄の先頭には、本応募研究課題を記入してください。

科研費の「新学術領域研究 (研究領域提案型)」にあっては、「計画研究」、「公募研究」の別を記入してください。 所属研究機関内で競争的に配分される研究費についても記入してください。

(1)応募中の研究費

(1)応募中の研					
資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名(研究代表者氏名)	役割 (代表・ 分担の	平成 27 年度 の研究経費	エ フォート(%)	研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由 (科研費の研究代表者の場合は、研究期間全
		別 担 の	(期間全体の額) (千円)	. (///	体の受入額を記入すること)
【本応募研究課題】 基盤研究(CX一般) (H27~H30)	社会的排除に対する 社会的連帯経済の役 割に関する日韓比較 研究(柳沢敏勝)	代表	880 (4,880)	30	(総額 4,880 千円)
基盤研究(B)(一般)	格差社会における社 会的連帯経済の役割 に関する日欧韓比較 研究 (中川雄一郎)		200 (19,480)	5	社会的連帯経済の発祥地と もいえる欧州を中心とした 調査研究であり本応募課題 と相互補完的な関係にある。
基盤研究(C)(一般)(H27~H29)	社会的企業の中間支援組織に関する日英 国際比較研究(藤井敦 史)		100 (400)	5	英国における社会的企業に 関する実態調査が中心課題 であり、本応募課題と相互補 完的な関係にある。

研究費の応募・受入等の状況・エフォート(つづき)							
(2)受入予定の							
資金制度・研究費名 (研究期	研究課題名(研究代表者氏名)		平成 27 年度	エフ	研究内容の相違点及び他の研究費に加 えて本応募研究課題に応募する理由		
間・配分機関等名)		(代表・	の研究経費	オ ー			
		分担の 別)	(期間全体の額)	⊢ (%)	(科研費の研究代表者の場合は、研究期間 全体の受入額を記入すること)		
		237	(千円)		<u> </u>		
(3)その他の活動	I	<u>l</u>	<u>I</u>				
上記の応募中及び受 <i>)</i>	予定の研究費による研究活動		らとして行う	60			
	第のエフォートを記入してくださ -	Σ (Ι _°		100			
合 計 上記(1)、(2)、(3)	のエフォートの合計			100 (%)			
工記(1)、(2)、(3)	いエフォートの言訂			(/0)			